# 平成24年度 第18回人事委員会会議結果

# 1 開催日時

平成24年12月25日(火)午後4時~6時15分

# 2 開催場所

人事委員会委員室(県庁第二庁舎7階)

# 3 出席者

# 【人事委員】

委員長曽我紀厚委員中原都委員荒濱健太郎

# 【事務局職員】

事務局長 森谷邦彦 啓 次 長 加賀田 任用課長 山 添 久 給与課長 稲田 将 係 係 長 遠藤公亮 長 新 高 謙 一

係長有岡博己

【傍聴者】 なし

# 4 議 題

議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について

議案第2号 職員の昇任選考について

議案第3号 人事委員会規則の改正について

議案第4号 人事委員会委員長通知の廃止について

報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について

#### 5 議事の公開・非公開

議案第1号、第3号及び第4号を公開とし、議案第2号及び報告第1号を非公開とした。

# 6 議事

# 1 議案第1号

選考により採用することができる職に係る承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 【説明】

職員の任用に関する規則第19条第2項の規定に基づく選考職の承認について、鳥取県営病院事業管理者から以下のとおり申請があり、適当と認められるので申請のとおり承認しようとするもの。

# ① 申請のあった職

臨床検査技師

# ② 採用予定者数

1名

# ③ 採用予定日

平成25年4月1日

#### ④ 申請理由

平成 24 年 10 月 9 日付けで人事委員会から選考により採用できる職に係る承認を受け、同年 11 月 18 日に採用試験を実施したところであるが、合格者のうち 1 名が採用を辞退したことにより追加で採用試験を実施するもの。

※平成24年10月9日付けで承認した選考について

- 1 申請のあった職 臨床検査技師
- 2 採用予定者数 4名程度
- 3 申 請 理 由

今年度末に退職予定者(1名)があること。また、中央病院においては、市立病院及び日赤病院の循環器診療の縮小に伴う患者数増加、厚生病院においては、従来医師が行っていた心臓超音波検査、血管超音波、乳腺検査を臨床検査技師が行うことによる業務量の増加に対応するため、人員を増員するもの。

#### ⑤ 選考基準及び選定方法

病院局において選考のための試験を実施する。

- (1) 試験内容
  - ア 論文試験(公務員として必要な識見、思考力等及び専門的知識についての記述式試験)
  - イ 面接試験
- (2) 受験資格
  - ア年齢

昭和28年4月2日以降に生まれた者

イ 資格・免許

臨床検査技師の免許を有する者(又は取得見込みの者)

# ⑥ 人事委員会の判断

上記の職は、「常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を要する もの」として整理されている職であり、また、申請理由及び選定方法も適当であると判断する。

2 議案第2号

職員の昇任選考について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

3 議案第3号

人事委員会規則の改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

以下のとおり規則を改正しようとするもの。

- ① 改正する規則の名称
  - (1) 管理職手当に関する規則
  - (2) 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則
  - (3) 平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則

#### ② 概 要

(1) 管理職手当に関する規則の一部改正

職員の給与に関する報告及び勧告において管理職手当を給料月額と同様に引き下げるとしたことに伴い、医療職給料表(1)の適用がある職員を除き管理職手当の月額を1.8パーセント引き下げる。【施行日:平成25年1月1日】

(2) 職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部改正

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表に定める給料月額等に乗じることとされる 割合が改められたことに伴い、これにより他の職員との権衡を失することとなる場合に、その給 料月額を調整するため、給料表に定める給料月額等に別に乗じることとしている割合等を改め る。【施行日:(1)に同じ。】

(3) 平成24年改正条例附則第2項等の規定による給料に関する規則の一部改正

職員の給与に関する条例の一部が改正され、給料表に定める給料月額等に乗じることとされる 割合が改められたことに伴い、給料表の切替えに伴う経過措置の廃止に伴う経過措置による給料 の額の積算基礎となる給料月額は、改正前の職員の給与に関する条例に基づく給料表の給料月額 によることを規定する。【施行日:(1)に同じ。】

#### 4 議案第4号

人事委員会委員長通知の廃止について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 【説明】

別紙により、東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則(平成23年人事委員会規則第16号)の時限措置を延長しないこととし、以下のとおり人事委員会委員長通知を廃止する。

- ① 廃止する通知の名称
  - (1) 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の運用について(平成23年4月22日付第201100013601号鳥取県人事委員会委員長通知)
  - (2) 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて (平成 23 年 4 月 22 日付第 201100013602 号鳥取県人事委員会委員長通知)
  - (3) 東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて (平成 23 年 4 月 22 日付第 201100013603 号鳥取県人事委員会委員長通知)

#### ② 廃止理由

東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則(平成23年人事委員会規則第16号)が平成24年12月31日限りで失効することに伴い、同規則中の文言の解釈、特例を設ける趣旨等を規定した通知を廃止する。

#### 【別 紙】

東日本大震災に対処するためのボランティア休暇に係る特例について

#### ① 経緯及び特例の概要

東日本大震災の被災者を支援する活動への職員及び県費負担教職員の参加を容易にするため、国や他県の取扱いを勘案し、平成23年4月22日から同年12月31日までの特例として設けていたもの。被災者を継続して支援していく必要があるとして、国等と同様に平成24年12月31日まで有効期限を延長していた。

	特 例	通常
取得可能日数の上限	7日/年	5日/年
原因となる災害	東日本大震災	地震、暴風雨、噴火等による相 当程度の災害
対象となる地域	被災地又はその周辺の地域若し くは東日本大震災の被災者を受 け入れている地域(5日/年)	被災地又はその周辺の地域

#### ② 本県の状況

(1) 東日本大震災に対処するためのボランティア休暇取得状況(平成24年12月13日現在)

平成24年中の特例に係る当該休暇の取得実績はない。ただし、ボランティア活動に参加した職員から取得対象となる日等に関する問合せを任命権者が受けている。

なお、平成23年中は東日本大震災に対処するため5日間のボランティア休暇の取得実績が1件あった。

(2) 鳥取県災害ボランティア隊(鳥取県社会福祉協議会)派遣の状況(平成24年12月3日聞取) 平成23年4月~同年12月までの間に第1陣から第5陣まで(往復に要する時間を含め各5日間) を宮城県石巻市へ派遣し、泥だし・がれき運搬・遺失物の回収等を行った。被災地のニーズに応じて 計画されるが、現在は要請がないため派遣計画はない。

# ③ 国及び近県の状況

(1) 国の状況(平成24年12月14日聞取)

特例規則の有効期限を延長しない。(被災地における交通事情や各府省職員及び国と同様の特例を設けているいくつかの都道府県職員の当該休暇の使用状況等を踏まえたもの。)

(2) 近県の状況 (平成24年12月7日聞取)

県名	対応方針	規則の有効期限の有無	
島根県	国に準じて存廃を決める。	有	
岡山県	国に準じて存廃を決める。	無	
山口県	国に準じて存廃を決める。	有	
広島県	国が特例を設ける以前から制度化していたため、国には準拠しない。 「職専免として規定。 公益的団体からの要請による場合は、5日を超えて取得することが可能。」		

# ④ 東日本大震災に係るボランティア休暇の特例関係規則及び通知の改廃について

規則名	延長する	延長しない
東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則	改正	_
等の特例に関する規則		(失効)
通知名	延長する	延長しない
東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則		廃止
等の特例に関する規則の運用について (通知)		
東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて(通知)	_	廃止
東日本大震災に対処するための職員の勤務時間、休暇等に関する規則 等の特例に関する規則の規定により読み替えて適用されるボランティア休暇の取扱いについて(通知) (県費負担教職員)	_	廃止

5 報告第1号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について、事務局が説明した。

# 7 次回の人事委員会の開催

平成25年1月10日(木)午前10時から開催することとした。